

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年6月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200334 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2300002 号

第 1 結論

昭和 61 年 8 月から昭和 63 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 8 月から昭和 63 年 7 月まで

昭和 61 年 6 月に体調不良で退職し、就職できなかったため、母が昭和 63 年 7 月に私の代わりに遡って納付できる 2 年間分の昭和 61 年 8 月分から昭和 63 年 7 月分までの保険料約 20 万円位を支払ったと言っていた。請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時、初めて国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されることとされており、請求者の年金手帳に記載されている国民年金の記号番号「*」については、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格取得年月日（昭和 61 年 6 月 21 日）の資格処理日から、平成 2 年 6 月 11 日に払い出されたものと考えられ、当該払出し時点において、請求期間のうち、昭和 61 年 8 月から昭和 63 年 4 月までの国民年金保険料については、時効のため納付することができない。

また、請求期間の国民年金保険料を請求者の主張どおり納付するためには、請求期間において、請求者に対し「*」とは別の国民年金の記号番号の払出しが必要となるが、日本年金機構及び A 町（請求者の請求期間における住所地）は、請求者に対する「*」以外の国民年金の記号番号の払出しは確認できない旨回答している上、当局においても、社会保険オンラインシステムにより、請求者の氏名を複数の読み方により検索したが、請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された形跡もないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者の母親は、請求期間の国民年金保険料を昭和 63 年 7 月に納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを納付したとする請求者の母親からも具体的な陳述が得られないことから、請求期間当時の納付状況等は不明である。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200128 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300007 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社及び B 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 6 月から同年 11 月まで
② 平成 16 年 8 月 6 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日
④ 平成 19 年 8 月 10 日、同年 9 月 10 日
⑤ 平成 23 年 11 月 10 日、同年 12 月 19 日
⑥ 平成 24 年 4 月 12 日、同年 4 月 20 日、同年 6 月 19 日、同年 7 月 10 日
⑦ 平成 25 年 1 月 22 日
⑧ 平成 25 年 5 月 31 日
⑨ 平成 29 年 1 月 18 日

私の預金通帳によると、請求期間①から⑧までにおいて A 社から、請求期間⑨において B 社から、振込がなされていることが確認できる。

請求期間①において、預金通帳に「ミキニューマトメ 6 ケン 1,219,559」と記載され、内訳は分からないが、平成 18 年や平成 20 年に賞与があった実績があることから賞与があったと考えられる。

請求期間②において、給与とは別に 6 万 6,293 円振り込まれており、これは賞与であると考えられる。

請求期間③及び④において、前後の月に支給された給与と比較すると金額が多いことから、給与と賞与が合算されたのではないかと考えられる。

請求期間⑤において、給与とは別に平成 23 年 11 月 10 日に 52 万 1,450 円、同年 12 月 19 日に 16 万 7,138 円振り込まれており、この振込のどちらか又は両方が賞与ではないかと考えられる。

請求期間⑥において、給与とは別に平成 24 年 4 月 12 日に 5 万円、同年 4 月 20 日に 3 万 1,260 円、同年 6 月 19 日に 1 万 4,132 円、同年 7 月 10 日に 8 万 4,770 円振り込まれており、この振込のいずれか又は支給を複数回に分けたか不明だが賞与ではないかと考えられる。

請求期間⑦及び⑧において、請求期間⑦に 6 万 7,900 円、請求期間⑧に 25 万 4,000 円振り込まれており、これらは賞与であると考えられる。

請求期間⑨において、給与とは別に 13 万 9,440 円振り込まれており、これは賞与であると考えられる。

請求期間①から⑨までに係る賞与明細書はないが、同期間に係る振込は賞与だったと考えられる。

しかしながら、年金記録に請求期間①から⑨までに係る賞与の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑧までについて、A社に係る履歴事項全部証明書により確認できる代表取締役は、同法人は休眠状態であり、請求期間①から⑧までに係る賃金台帳等の資料はない旨陳述していることから、請求者の請求期間①から⑧までに係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、請求者が提出した金融機関の預金通帳及び預金取引推移表の写し、請求者が請求期間①から⑧までの給与及び賞与の振込先とするC銀行の回答、請求期間①から⑧までの請求者の住所地であるD市及びE市が提出した請求者に係る給与支払報告書（個人別明細書）から確認できる給料賞与の支払金額及び社会保険料等の金額、A社の取引金融機関であるF銀行の回答等を基に検証したが、請求期間①から⑧までの期間において、A社が請求者に対し賞与を支給したこと及び当該賞与から厚生年金保険料を控除したことを推認できない。

- 2 請求期間⑨について、B社は、請求者に対し請求期間⑨に係る賞与を支給していないと回答している。

また、B社の総務部の担当者は、請求者が提出した金融機関の預金通帳の写しに記載されている請求期間⑨に係る振込について、出張経費と思う旨陳述している。

さらに、前述の預金通帳の写し、請求期間⑨当時の請求者の住所地であるE市が提出した給与支払報告書（個人別明細書）から確認できる給料賞与の支払金額及び社会保険料等の金額等を基に検証したが、請求期間⑨において、B社が請求者に対し賞与を支給したこと及び当該賞与から厚生年金保険料を控除したことを推認できない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①から⑨までに係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑨までにおいて賞与の支給を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。